

白河市景観まちづくり補助金交付要領

平成24年3月28日建設部長決裁

改正

令和4年10月21日要領第297号

(目的)

第1条 この要領は、白河市景観まちづくり補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定に基づき、要綱の実施について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 要綱及び本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

(1) 市の景観形成に寄与するものと市長が認めた事業

白河市景観計画（平成23年白河市告示第18号）、白河市景観形成ガイドライン（平成24年3月28日市長決裁）及び白河市景観条例（平成22年白河市条例第39号）に基づく市長の認定を受けた景観まちづくり協定等に適合し、景観整備に対して配慮があり、かつ景観まちづくりの先導的模範となるものをいう。

(2) 新築

更地に新しく建築物をつくることをいう。

(3) 増築

既存の建築物の床面積を増加させることをいう。

(4) 改築

建築物の一部を除却し、又は災害等により滅失した後に、引き続きこれと用途、構造の著しく異ならない建築物をつくることをいう。

(5) 建築設備等

建築物の屋外に設ける給排水設備、空調設備、電気設備等の建築設備及び門、塀、さく、垣等の外構をいう。

(6) 外観

公共に面する部分の屋根（下地材及び小屋組みで垂木等が公共に面する場合を含む）、外壁（下地材を含む）、開口部の部材並びに塗装材をいう。

(7) 修景

建築物の形態、意匠、素材、色彩等を周囲のまちなみに調和させることなど、景観を整備することをいい、単に屋根又は外壁を補修、塗装を施すなど通常の維持管理的行為は含まない。

(8) 遮へい

公共に面する部分から、ルーバー、壁、塀、さく、垣等により覆う行為で、建築物と同一若しくは調和した形態、意匠、素材、色彩として景観を整備することをいう。

(補助の対象となる事業の範囲)

第3条 要綱第4条第1項第1号及び第2号に係る建築物の補助の対象となる事業の範囲は、要綱第2条各号に規定する区域内の主要な通りから見える外観に係る部分で、奥行き最大10メートルまでとする。ただし、市長が必要と認める場合はこの限りでない。

(建築物の工法、構造及び形態意匠等)

第4条 要綱第4条第1項第1号に係る建築物は、原則として木造の在来工法による構造で、地域の伝統的なものを取り入れた形態意匠とする。

(補助の対象事業の制限)

第5条 要綱第4条第1項に規定する市長が別に定める区域における事業は、白河市景観形成ガイドラインに定めるB、D及びEを除く区域における事業とする。

(同一敷地内で行われる複数の補助対象事業に対する補助金の限度額)

第6条 要綱第5条第1項ただし書きに規定する限度額は次のとおりとし、当該制限は一の年度内においてのものとする。

要綱第2条第1号に掲げる区域	要綱第2条第2号に掲げる区域
1, 100, 000円	1, 300, 000円

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年10月21日要領第297号)

この要領は、令和4年10月21日から施行する。